

2016年3月18日

## 《見解》2015年度高等学校教科書検定結果について

日本出版労働組合連合会  
教科書対策部

本日、2015年度に実施された2017年度使用の教科書の検定結果が一部報道解禁された。以下は、この検定結果について現在入手しえたかぎりの情報に基づく見解である。そのため、地歴・公民科に関する記述について述べる。全面的な分析は、出版労連『教科書レポート』2016年版誌上で行う予定である。

検定申請数は261点で、不合格書目はなかった。今回の検定では中学校社会科同様、「特定の事柄を強調しすぎていないこと」「通説的な見解のない数字はそのことを明記すること」「統一的な政府見解がある場合はそれを記すこと」「領土問題を取り上げること」など、政府の意向を反映するよう改訂された地歴・公民科の検定基準および学習指導要領解説が適用された。

これまで、検定基準などが変更された直後の検定では、変更内容の解釈をめぐる文部科学省と発行者の認識のずれから、多くの検定意見がつくことがあり、今回も同様の事態が予想されたが、逆に検定意見数は減った。文部科学省の意向を発行者が忖度し、また、不合格になることを過度に警戒し、検定意見がつけられて争点となることを避け無難な記述に徹したのだとすれば、大きな問題といえる。総じて、アジア太平洋戦争などにおける日本の加害事実を矮小化させ、その記憶を薄めようとする文部科学省の狙いがうかがえる。

以下は今回の検定の一部にすぎないが、「通説的な見解のない数字」や「領土問題」を書かせた事例などである。発行者の自主的な判断を超えて「書かせる検定」となっているのではないだろうか。

### 通説的な見解のない数字に関する検定意見の例

通説的な見解のない数字については、関東大震災での朝鮮人虐殺者数、3.1独立運動での朝鮮人虐殺者数、南京事件での中国人虐殺者数に関する記述などに検定意見がつけられた。本文に犠牲者数を記述させず、注で諸説があることを示させ、犠牲者数が定まっていないことも明記させた事例があった。

### 領土問題に関する検定意見の例

領土問題では、各発行者が竹島や尖閣諸島を取り上げた。記述が不足していると認定された申請本には加筆を求める検定意見がつけられた。その観点は「竹島は日本固有の領土であり韓国が不法に占拠している」「国際司法裁判所への提訴を日本が提案しているが韓国が拒否している」「尖閣諸島は中国などが領有権を主張しているが日本固有の領土であり、日中間に領土問題は存在しない」などである。いずれも政府見解のみであり、現実の問題を解決するにはどうしたらよいか、その道筋を高校生に考えさせるための修正にはなっていない。

### 政権への配慮の例

憲法問題で「憲法解釈によって、憲法の内容を変更するやり方を、解釈改憲と呼ぶ」という記述に検定意見をつけ、「憲法解釈によって、憲法の内容を変更するやり方を批判する際、解釈改憲という言葉が使われる」などと修正させた事例があった。「積極的平和主義」では、「第二次安倍内閣の政策として掲げられ、集団的自衛権と集団的安全保障に関する憲法解釈を変更し、アジア地域をはじめとする広範な地域で自衛隊の活動を認めようとする考え方」という記述に検定意見をつけ、「第二次安倍内閣の政策として掲げられた国際協調主義にもとづく考え方。専守防衛や軍縮、国連 PKO への積極的参加に加え、集団的自衛権の行使を含む自衛隊の活動を憲法解釈の変更によって認めることにより、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に、積極的に寄与していこうとするもの」と政権の意向に沿った修正をさせた。

### アメリカへの配慮の例

アメリカ合衆国への配慮も顕著である。「サンフランシスコ平和条約」の項で「日本が連合国側と締結した第二次世界大戦の講和条約。これによって日本は独立を回復したが、対米従属的な位置が決まった」という記述に検定意見をつけ、「日本と連合国との戦争状態を終了させる条約だが、インドやソビエト連邦などは参加しなかった。また、沖縄・奄美諸島・小笠原諸島はアメリカの施政権下におかれた」と修正させた事例もあった。

昨年度の中学校社会科同様、日本の検定制度の問題性、すなわち独立した第三者機関ではなく文部科学省が検定を行うことの問題性が、検定基準および学習指導要領解説の改訂とあいまって、とりわけ強く表れたといえる。すなわち「教科書で教える」のではなく「教科書を教える」という立場で、生徒に日本政府の見解を植えつけることを目的とした検定が行われたということである。憲法で保障されているはずの言論・表現・出版・学問の自由が侵害されていることはもちろんだが、検定意見をつけて修正させることで、教科書そのものが良くなったかということも問われなければならない。発行者の創意工夫を封じて、教科書をつまらないものにしてしまったのではないだろうか。検閲的な検定はやめて、市民に開かれた民主的な教科書制度が確立されるべきである。

教科書検定結果（申請本、見本本、検定意見一覧、修正表、検定意見調査書、検定意見書）が毎年教科書研究センターで公開されているが、年々公開日が遅くなり、かつ期間が短縮されてきた。現在のような形で検定公開が最初に行われたのは 2003 年であるが、この年は東京の教科書研究センターでは 4 月 24 日から 7 月 31 日まで、土日祝日を除いて 67 日間開かれていた。2015 年度は 5 月 26 日から 6 月 18 日のわずか 18 日間であった。各地での公開は、青森市、宇都宮市、静岡市、京都市、広島市、熊本市の 6 か所のみで、期間も 9 日から 10 日、最も開始日が遅い熊本市では 7 月 11 日であった。これでは広く国民に検定結果と資料を公開したことはない。教科書見本本は 4 月下旬には揃うのであるから、少なくとも 2003 年並みに戻すことを文部科学省に強く要求するものである。

以上

【本件連絡先】 日本出版労働組合連合会 教科書対策部

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2F

Tel.03-3816-2911/Fax.03-3816-2980/E-mail rouren@syuppan.net